2024年3月12・13日 行 政 報 告 資 料 いきいき生活部保険年金課

「第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画」の策定について

町田市国民健康保険運営協議会に「第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画(以下「第6期計画」という。)」を諮問し、計画案を承認する答申がなされたことを受け、同計画を策定しましたのでご報告いたします。

1 国民健康保険制度の改正

国民健康保険(以下、国保という)は、1959年にすべての市町村で行うことが義務付けられましたが、全国1,716市町村のうち1,106の市町村が赤字運営(2014年度時点)となるなど、財政的な課題を抱えていました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、2018年度に国民健康保険制度が大きく改正され、国による継続した公費投入を行うとともに、都が都内の国保の財政運営の責任主体となりました。この制度改正により、都が提示する納付金を納めることで、保険給付に必要な費用は全額、都から交付されることなど、国保制度の安定化のための仕組みが作られました。

また、国や都道府県は、財政赤字のある市区町村の保険者に対して、目標年次を定めた上で、計画的に赤字を解消するよう求めています。

2 町田市の状況

(1) 国保財政について

市では、赤字補てんを目的として、毎年度20億円以上を一般会計から繰り入れています。赤字補てんを目的とした繰入は、他の健康保険に加入している市民にとって、自身が加入している保険料を負担したうえで、さらに納めた税金から国保の赤字を負担するという保険税の二重負担を求めることになるほか、市の財政を圧迫しています。

また、国民健康保険は、今後も高齢化や現役世代の減少が進むため、保険税収入が少なく、医療費が多くかかるという傾向がより強くなると予測されます。赤字解消を先送りにすることは、若年世代に負担を残し、赤字解消がますます困難になると考えられます。

(2) 財政改革計画について

市では、国保財政の健全化を目的に「町田市国民健康保険事業財政改革計画」を策定し、様々な取組を実施しています。

2023年度に第5期計画が終了するため、第6期計画(2024~2026年度)を策定しました。

3 第6期計画の概要

(1) 赤字解消スケジュールについて

赤字について「2027年度に13.3億円まで圧縮」、「2032年度に完全解消」とするこれまでの方針を継続します。(毎年度の税率改定等による赤字解消額 約1.5億円/年)

(2) 第6期計画の特徴について

ア 新型コロナの影響による赤字を税率改定の対象とします。

イ 税率改定の上限額を5.0億円と設定します。

(3) 財政健全化に向けた重点取組について

財政健全化に向けて「保険給付の適正化」、「医療費適正化の推進」、「保険税の徴収の 適正な実施」の3つの重点取組を継続します。

第6期町田市国民健康保険事業 財政改革計画

2024年2月 町田市

第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画

第1章 計画策定の趣旨

注釈がついている用語は、巻末に用語解説があります。

1 はじめに

(1) 国民健康保険の役割

○日本の医療保険制度は、外国人含め住民票を有する人は必ず加入する、国民皆保険制度^{*1}となっています。国民皆保険制度は、被保険者が保険料(税)^{*2}を負担することにより、必要な時に、自分で選んだ医療機関で、安価な医療費で高度な医療を受けることができる、世界的に類を見ない優れた制度です。国民健康保険(以下、国保)は、国民皆保険制度を支える重要な役割を担っています。

(2) 国保制度の課題

○国保の主な被保険者は、高齢者や自営業者です。国保は、会社員等が加入する医療保険と比較し、保険料(税)収入が少なく、医療費が多くかかるため、赤字財政になりやすいという構造的な課題があります。

2 国保財政について

(1) 国保財政の赤字

○2016年度における全国の市町村の約4割は赤字財政となっており、赤字補てんを目的に、一般会計*3から国民健康保険事業会計*4(以下、国保会計)へ資金を繰入れる必要がありました。

(2) 赤字補てんについて

- ○赤字補てんのための一般会計の繰入は、他の医療保険に加入している市民にとって、 自身が加入している保険料を負担した上で、さらに納めた税金から国保の赤字を負担 するという、保険料(税)の二重負担を求めることになるほか、市の財政を圧迫させ るなど、多くの問題点があります。
- ○今後、高齢化や現役世代の減少により、国保制度の課題である会社員等が加入する医療保険と比較し、医療費が増加し、保険料(税)収入が少なくなるというこれまでの傾向がより強くなると予想されます。赤字解消を先送りにすることは、若年世代に負担を残し、赤字の解消がより困難になると考えられます。

3 全国の状況

(1) 国保制度改革の実施

○国保制度の安定的な運営や財政基盤の強化を目的として、2018年に国保の仕組みが大きく改正されました。

➤財政支援の拡充

- ・国からの財政支援額が増大しました。(約1,700億円/年⇒約3,400億円/年)
- ▶財政運営の都道府県単位化(広域化)
- ・安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するため、財政運営の中心的な役割を 都道府県が一括して担うようになりました。
- ・市町村は都道府県に納付金を納め、都道府県は保険給付に必要な費用*5を全額交付する仕組みとなり、急激な医療費の増加等にも対応できる安定的な運営が可能となりました。

▶市町村の赤字の解消

・国や都道府県は、赤字を抱える市町村については、赤字を完全解消する目標年次を 定め、計画的に赤字を解消することを求めました。

(2) 全国の赤字の状況

○国保制度改革以降、市町村の赤字解消への積極的な取組により、急速に赤字解消が進んでいます。

全国の赤字総額及び赤字市町村数

	2016年	2018年	2021 年
赤字総額	2,516 億円	1,261 億円	672 億円
赤字市町村数	677/1716 市町村	355/1716 市町村	237/1716 市町村

4 町田市の状況

(1) 赤字解消に向けて

○町田市においても、赤字補てんを目的として、毎年度20億円以上の金額を一般会計 から繰入れています。

(2) 市の取組

○このような財政状況の改善を目的に、「保険給付の適正な実施」や「医療費の適正化」、 「保険税の徴収の適正な実施」、「保険税率の適正な設定」といった取組を計画的に実施 していくため、「町田市国民健康保険事業財政改革計画」を策定しています。

5 対象期間

○第6期計画は、2024年4月1日から2027年3月31日までの3年間を対象期間 とします。

第2章 町田市における国民健康保険の現状

1 被保険者の状況

- (1) 被保険者数等の状況
- ○被保険者総数は、2010年度以降減少が続いています。2022年度末で80,617人となり、前年度から4,398人減少しました。減少の要因としては、社会保険への加入による国保離脱^{*6}が11,131人、後期高齢者医療制度加入による国保離脱が5,535人でした。
- ○町田市の総人口に占める国保の被保険者の割合は、2022年度末現在で18.7%となっており、2009年度をピークに、減少傾向が続いています。

町田市国保の被保険者数の推移

(各年度 年度末現在)

	被保険者総数					
		一般被保険者		退職		
			(再掲)	加入割合	被保険者数	
年度	人	人	人	%	人	
2019	88,294	88,289	36,756	41.6%	5	
2020	87,140	87,140	36,475	41.9%	0	
2021	85,015	85,015	35,268	41.5%	0	
2022	80,617	80,617	32,178	39.9%	0	

[※]国民健康保険事業年報から作成

(単位:人)

	加入事由									
年度	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	Ħ			
2019	4,028	12,509	273	288	1	1,954	19,053			
2020	3,887	11,918	215	306	2	1,641	17,969			
2021	3,676	12,161	243	239	2	1,440	17,761			
2022	3,889	12,358	268	234	0	1,876	18,625			

(単位:人)

	離脱事由									
年度	転出	社会保険 加入	生活保護 開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計			
2019	3,599	11,470	375	534	4,033	1,854	21,865			
2020	3,282	9,772	455	540	3,343	1,731	19,123			
2021	3,245	9,724	483	543	4,239	1,652	19,886			
2022	3,563	11,131	496	562	5,535	1,736	23,023			

※加入・離脱ともに国民健康保険事業年報から作成

国保加入率の推移

(各年度 年度末現在)

		町田市		東京都			
年度	被保险	食者数	加入率	被保险	加入率		
一大人		対前年度比	ли/ \+		対前年度比	カロノくデ	
	人	%	%	人	%	%	
2019	88,294	96.9%	20.6%	2,877,664	96.4%	20.5%	
2020	87,140	98.7%	20.3%	2,812,525	97.7%	20.0%	
2021	85,015	97.6%	19.7%	2,711,517	96.4%	19.4%	
2022	80,617	94.8%	18.7%				

※国民健康保険事業年報、東京都統計データから作成

(2) 被保険者の年齢構成

- ○被保険者のうち、保険給付費の増減に大きく影響する前期高齢者(65歳以上75歳未満の高齢者)数は、2022年度末で、32,178人となり、前年度から3,090人減少しました。2025年にかけて、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行するため、被保険者全体に占める前期高齢者の比率は減少傾向となっています。
- ○前期高齢者の割合を比較(2021年度時点)すると、町田市は41.5%で、 全国平均45.1%を下回っているものの、東京都平均34.4%を上回っています。

前期高齢者の加入割合の比較

(各年度 年度末現在)

		東京都平均					
年度		23区平均	26市	平均	13町村平均	全国平均	
				町田市	10-1/1 2		
2019	33.6%	30.9%	39.5%	41.6%	43.8%	44.0%	
2020	34.2%	31.5%	40.0%	41.9%	44.4%	44.9%	
2021	34.4%	31.7%	39.9%	41.5%	44.9%	45.1%	
2022				39.9%			

[※]国民健康保険事業年報から作成

(3) 被保険者の異動状況

○2021年度に資格異動のあった被保険者数は、延べ37,647人となっており、これを年度平均被保険者数で除した異動率は43.3%です。また、転出者と転入者は延べ6,921人となっており、異動率のうち転出入に限った場合の割合は8.0%です。異動率、転出入率ともに、全国平均を上回っています。

被保険者の異動状況(2021年度)

			東京都平均			
年度		23区平均	26市平均		13町村平均	全国平均
		23区十岁		町田市	13町竹干均	
異動率	48.2%	51.0%	42.5%	43.3%	32.7%	39.6%
転出入率	13.4%	15.4%	9.1%	8.0%	6.4%	6.8%

[※]国民健康保険事業年報から作成

(4) 所得の状況

- ○被保険者一人あたり所得金額は、2021年度で約88万円です。
- ○保険料(税)の計算において、所得の合計額が一定額以下の場合、保険料(税)が軽減されます。国保加入世帯に占める軽減世帯数の割合を比較(2021年度時点)すると、町田市は47.1%で、全国平均56.0%を下回るものの、東京都平均46.4%をや上回っています。

一人あたり所得金額の推移

年度		23区平均		平均	13町村平均	全国平均
		23四十岁		町田市	13四] 行 下沟	
2019	110万円	116万円	96万円	94万円	76万円	70万円
2020	103万円	108万円	92万円	88万円	71万円	68万円
2021	102万円	107万円	90万円	88万円	74万円	67万円

[※]厚生労働省による国民健康保険実態調査から作成

※各年度の前年の所得を各年度の9月末の被保険者数により除した額

保険税(料)軽減世帯の割合(2021年度)

世帯区分			23区平均	26市平均		13町村平均	全国平均	
				23/21/20		町田市	10=141 87	
7	(6)	割軽減世帯	28.3%	28.8%	27.0%	26.4%	26.2%	31.2%
5	(4)	割軽減世帯	9.8%	9.5%	10.6%	10.6%	12.2%	13.9%
	2割	軽減世帯	8.3%	7.7%	9.8%	10.2%	11.1%	10.9%
		合計	46.4%	46.0%	47.4%	47.1%	49.5%	56.0%

※基盤安定負担金交付申請書、都国保運営方針から作成

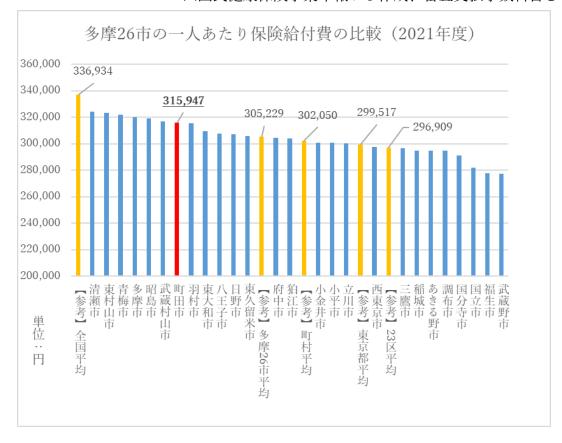
2 保険給付費の状況

- ○被保険者の高齢化に伴う医療費の高額化などにより、被保険者一人あたりの保険給付費は、全国平均、都平均ともに年々増加しています。町田市においても同様の傾向がみられており、2022年度の一人あたり保険給付費は320,854円で、前年度から4,907円増加しました。
- ○一人あたりの保険給付費を比較(2021年度時点)すると、町田市は315,947円で、26市中7位です。全国平均336,934円よりは低いものの、東京都平均299,517円や多摩26市平均305,229円を上回っています。要因としては、前期高齢者の加入割合の高さが挙げられます。

一人あたり保険給付費の推移

		東京都平均						
年度		23区平均	26市	平均	13町村平均	全国平均		
		23区干场		町田市	13四] 行] 丁%]			
2019	279千円	273千円	291千円	301千円	291千円	321千円		
2020	273千円	269千円	283千円	298千円	290千円	316千円		
2021	300千円	297千円	305千円	316千円	302千円	337千円		
2022				321千円				

※国民健康保険事業年報から作成、審査支払手数料含む



3 保険税の状況

- (1) 町田市の保険税率及び標準保険料率*7
- ○2019年度以降、毎年度、保険税率の見直しを行ったことにより、所得割、均等割ともに増加しています。
- ○一人あたり医療費の増加に伴い、制度運営のために必要となる保険税率は上昇する傾向にありますが、町田市においては、保険税収納率の向上などにより、保険税率の上昇に対して一定の抑制を行うことができました。
- ○東京都は、都内各市区町村が赤字のない制度運営を行うために必要な保険料(税)率 (標準保険料率)を示しています。
- ○町田市は計画的に赤字の解消を進めている段階であり、現状の保険税率は標準保険料率を下回っています。

町田市の保険税率と標準保険料率の推移

	年度		医療分 ^{※8}		高齢者 金分 ^{※9}	介護納付金分※10	
		所得割 ^{※11}	均等割 ^{※12}	所得割	均等割	所得割	均等割
	保険税率	5.65%	32,700円	1.93%	11,100円	1.76%	13,400円
2021	標準保険料率	6.44%	37,839円	2.41%	13,810円	2.42%	17,696円
	差	△0.79%	△5,139円	△0.48%	△2,710円	$\triangle 0.66\%$	△4,296円
	保険税率	5.93%	34,400円	2.00%	11,500円	1.87%	14,100円
2022	標準保険料率	7.59%	44,718円	2.38%	13,568円	2.36%	17,113円
	差	△1.66%	△10,318円	△0.38%	△2,068円	△0.49%	△3,013円
	保険税率	6.25%	36,500円	2.09%	12,100円	1.94%	14,600円
2023	標準保険料率	8.10%	48,524円	2.68%	15,525円	2.31%	16,876円
	差	△1.85%	△12,024円	△0.59%	△3,425円	△0.37%	△2,276円

※保険料(税)の計算は、3つの目的(医療費、後期高齢者の支援、40~64歳の介護保険料)ごとに、 それぞれを負担能力(所得割)と受益の度合(均等割)により算出したものを合算して行います。

- (2) 所得に占める保険料(税)の割合
 - ○課税対象所得額に対する保険料(税)の割合を、保険料(税)負担率として表します。 この値が大きいほど、被保険者の負担が大きい傾向にあることを示します。
 - ○2021年度の町田市の保険税負担率は10.7%で、東京都平均9.8%を上回っていますが、全国平均12.7%を下回っています。
- 一人あたり課税対象所得額に対する保険料(税)調定額の割合(2021年度)

	東京都平均						
		23区平均		 市平均	13町村平均	全国平均	
		23区干场		町田市	12回1年11年2		
一人あたり							
保険料(税)	105千円	114千円	87千円	89千円	75千円	89千円	
調定額							
一人あたり							
課税対象	1,071千円	1,148千円	909千円	828千円	747千円	698千円	
所得額							
負担率	9.8%	9.9%	9.6%	10.7%	10.0%	12.7%	

[※]国民健康保険事業年報から作成(一般被保険者分を対象)

4 法定外繰入金の状況

(1) 財政収支の状況

○2022年度の国保会計の歳入総額は42,778,769千円で、2021年度の42,624,426千円に対し、0.4%の増となりました。また、歳出総額は42,282,202千円で、2021年度の41,563,525千円に対し、1.7%の増となりました。

歳入歳出決算額の推移

(単位:千円)

年度	歳入決算額	歳出決算額
2019	42,310,555	41,653,722
2020	41,059,239	40,320,106
2021	42,624,426	41,563,525
2022	42,778,769	42,282,202

※町田市歳入歳出決算書から作成

(2) 法定外繰入金の状況

- ○国保会計は毎年度一般会計から繰入を行っています。一般会計からの繰入は、国 保会計以外に市町村が負担すべき分として法令で定められた「法定繰入金」と、市町 村が独自に繰入を決定した「法定外繰入金」に分けられます。
- ○町田市では、一般会計から法定外繰入を行うことで、国保事業の運営を維持しています。2022年度は24.7億円の法定外繰入を行いました。
- ○国保会計の歳入全体に占める法定外繰入金の割合を比較(2021年度決算時点)すると、町田市は5.4%で、全国平均の1.0%、東京都平均の3.1%を上回っています。

法定外一般会計繰入金の推移

(単位:千円)

年度	法定外繰入額	歳入決算額	法定外繰入の割合
平/支	A	В	A/B
2019	2,237,471	42,310,555	5.3%
2020	2,249,593	41,059,239	5.5%
2021	2,317,954	42,624,426	5.4%
2022	2,471,203	42,778,769	5.8%

※国民健康保険事業年報から作成

歳入に占める法定外一般会計繰入金の推移

年度		23区平均	26市	平均	13町村平均	全国平均		
		2312 12		町田市	104141 20			
2019	4.3%	3.3%	6.6%	5.3%	6.7%	1.3%		
2020	3.7%	2.6%	6.2%	5.5%	5.8%	1.1%		
2021	3.1%	1.9%	5.8%	5.4%	5.6%	1.0%		
2022				5.8%				

※国民健康保険事業年報から作成

第3章 財政健全化に向けて

1 財政健全化の考え方

(1) 背景

○「東京都国民健康保険運営方針(2024年2月改訂)」では、都全体の目標として、赤字のある57市区町村(2021年度末時点)について、2026年度末までに35市区町村、2029年度末までに18市区町村とすることを目指すとしています。

(2) 国保会計について

○国保会計は、市の主な会計である「一般会計」と区別された「特別会計」です。 保険給付費などの歳出を、保険料(税)収入などの歳入で賄い運営する独立採算の事業会計です。

(3) 町田市の財政状況について

- ○市が都に収める納付金は、医療費の水準や被保険者の所得水準により算定されます。 一人あたり医療費が増加すると、納付金も増加するため、それを賄うために必要な収入を保険税により確保する必要があります。
- ○町田市の現状は、都から提示される納付金に対して、保険税収入が不足しています。 この不足分について、一般会計から赤字補てんのため、繰入をしています。

(4) 財政健全化について

○財政健全化に向けて、町田市の赤字の要因分析を行います。 要因分析の結果を踏まえ、赤字の解消、削減に向けた具体的な取組を計画、実施していきます。

(5) 解消すべき赤字額

- ○一般会計からの繰入金は、市町村が負担すべき「法定繰入金」と市町村の判断により 負担する「法定外繰入金」があります。
- ○法定外繰入金には、保健事業費など以外に決算補てん等目的のものがあります。
- ○東京都国民健康保険運営方針に基づき、解消すべき赤字は「法定外繰入金のうち 決算補てん等目的のもの」とします。

一般会計繰入金の内訳

一舟	一般会計繰入金							
	法気	三繰入金						
		基盤安定負担金						
		事務費						
		出産育児一時金の2/3						
		財政安定化支援事業						
	法员	· E外繰入金						
		保健事業費など						
		決算補てん等目的	⇒解消					

⇒解消すべき赤字

2 赤字の要因分析

赤字が発生する主な要因として、「医療費水準が高いこと」、「保険料(税)率が低いこと」、「収納率が低いこと」とされています。

(都道府県国民健康保険運営方針策定要領から引用)

これらの要因それぞれについて、町田市の状況を分析し、その上で削減方法を検討します。

(1) 医療費水準

- ○医療費は、医療機関等で受診等した場合の保険給付費と本人負担分を合算したものです。これらは、被保険者数や被保険者の健康状態のほか、その地域の年齢構成や医療提供体制等の影響を受け、市町村により大きく異なります。そのため、市町村間で比較する場合は、医療費水準を用いた評価を行います。
- ○国民健康保険の医療費水準は全国平均を1.000として、それより高い場合は医療 費が高いことを示します。
- ○町田市の医療費水準は0.961であり、全国平均や東京都平均を下回っています。
- ○町田市では、医療費が高いことを原因とする赤字の発生はありません。

医療費水準の推移

年度	東京都平均	町田市	全国平均
2018	0.980	0.950	1.000
2019	0.981	0.952	1.000
2020	0.972	0.961	1.000

※厚生労働省による医療費の地域差分析から作成

(2) 保険料(税)率

○市町村が赤字とならないための適正な保険料(税)率の目安として、標準保険料率があります。標準保険料率は、医療費水準や所得、被保険者数を勘案し算出されたものです。標準保険料率を保険料(税)率とすれば赤字は発生しません。

町田市の保険税率と標準保険料率との比較

	医	療分		高齢者 金分	介護納付金分			
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割		
町田市保険税率(2023年度)	6.25%	36,500円	2.09%	12,100円	1.94%	14,600円		
町田市標準保険料率	8.10%	48,524円	2.68%	15,525円	2.31%	16,876円		
差	△1.85%	△12,024円	△0.59%	△3,425円	△0.37%	△2,276円		

- ○町田市は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれが標準保険料率を 下回った税率であることがわかります。
- ○町田市では、保険税率が低いことが、赤字発生の原因となっています。

(参考)	医	療分		高齢者 金分	介護納付金分		
		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
都道府県	全国平均	7.13%	43,076円	2.85%	16,688円	2.43%	17,710円	
標準保険料率 ^{注1}	東京都	8.47%	50,736円	2.77%	16,069円	2.39%	17,508円	
市町村	特別区平均	8.68%	51,940円	2.76%	15,968円	2.38%	17,419円	
標準保険料率 ^{注2}	市平均	7.86%	47,067円	2.73%	15,821円	2.36%	17,268円	
	町村平均	6.36%	38,080円	2.56%	14,843円	2.20%	16,082円	

- 注1 全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料(税)率の標準的な水準を示す
- 注2 都道府県内統一の基準による市区町村ごとの保険料(税)率の標準的な水準を示す

<コラム: 保険料(税)はどこに住んでいても同じ金額?>

- ・現在の保険料(税)は、自治体ごとに保険料(税)率等が異なるため、差が生じています。
- ・国は、被保険者間の負担の公平性を図るため、同一都道府県内において、同じ所得・世帯構成で あれば同じ保険料(税)とすること(保険料水準の統一)を目指しています。
- ・2024 年度から、大阪府と奈良県が全国で初めて、管内市町村の国民健康保険料(税)率を統一する予定です。
- ・東京都においては、市区町村で医療費水準や保険料(税)収納率等に差異があるため、直ちに統一 することは困難とされていますが、将来的な保険料水準の統一を目指しています。

(3) 収納率

- ○町田市の保険税収納率(現年課税分)は96.92%(2021年度)であり、 全国、東京都、23区、26市、13町村それぞれの平均を上回っています。
- ○町田市では、収納率を原因とする赤字の発生はありません。

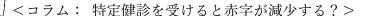
国民健康保険税現年度分収納率の推移

年度		23区平均	26市	平均	13町村平均	全国平均	
		2312 12		町田市	134111		
2019	88.91%	87.33%	93.70%	95.86%	94.03%	92.92%	
2020	90.26%	88.76%	94.54%	96.00%	95.41%	93.69%	
2021	91.43%	90.09%	95.26%	96.92%	95.49%	94.24%	
2022				96.57%			

[※]国民健康保険事業年報から作成

3 赤字の削減について

- ○町田市の赤字は、保険税率の低さが発生の要因であることが分かります。そのため、 引続き、計画的に税率改定を行う必要があります。
- ○医療費水準や収納率は良好な水準であるため、医療費適正化を一層推進するととも に、収納率の維持・向上に取組みます。
- ○その他の取組として、保険給付が正確かつ適正に行われるよう、給付の適正化にも引続き、取組みます。



- ・特定健診や特定保健指導の実施率や生活習慣病の発症予防への取組、保険料(税)の収納率等の指標の達成状況に応じて、国から交付金が交付される保険者努力支援制度(インセンティブ交付金制度)があり、2023年度は町田市に約1.6億円が交付されています。
- ・町田市は毎年度見直される交付要件に対応した事業を推進し、最大限のインセンティブ交付金を獲得することで、赤字の早期削減・解消を図り、保険税の負担緩和を目指します。
- ・市民の皆さまが特定健診の受診や保健指導に参加することは、自身の健康を守るだけでなく、国保 財政の健全化にも繋がっています。

4 赤字の解消目標年次

- ○2027年度までに、2018年度当初予算時点の赤字である26.6億円の 50%にあたる13.3億円まで赤字を削減します。
- ○2032年度までに、残る13.3億円を解消します。



<コラム: 他の自治体は赤字を解消しているの?>

年月		内容
十八		
2020年12月	国	新経済・財政再生計画に掲げられた主要分野ごとの重
		要課題への対応を明示し、法定外繰入等を行っている市
		町村数を2023年度までに100市町村、2026年
		度までに50市町村と目標値を定めました。
2020年12月	東京都	東京都国民健康保険運営方針において、赤字を抱える
		市町村は、赤字を完全に解消する目標年次及び赤字解消
		に向けた取組を定めることとしました。
2021年2月	町田市	国や都の方針を受けて、第5期財政改革計画において、
		赤字を2027年度までに13.3億円、2032年度
		までに完全解消する目標を定めました。
2024年2月	東京都	東京都国民健康保険運営方針を改定し、都全体の目標
		として、2026年度末には35市区町村、2029年
		度末には18市区町村とすることを目指すとした目標が
		定められました。

都内自治体の赤字解消目標年次(東京都保健医療局 HP から作成(2023年3月時点))

目標年次	自治体数	備考
解消済	3	
2023年度まで	12	
2028年度まで	11	
2033年度まで	16	町田市(2032年度)
2038年度まで	13	
2043年度まで	5	
2048年度まで	1	
2049年度	1	

5 第 6 期計画の方針・目標

- ○第4期計画で策定したとおり、毎年の赤字削減額を約1.5億円とします。
- ○2023年5月に新型コロナは感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同様の5類に移行されました。そのため、第5期計画では、新型コロナの影響による保険給付費等は、税率改定の対象から除き、市が負担していましたが、第6期計画では、税率改定の対象とします。
- ○新型コロナの5類移行により、医療費は減少すると考えられますが、都は国保財政を安定的に運営させるため、納付金は段階的に減少すると考えています。新型コロナの影響が残ることによる保険税率の上昇があることを想定し、第6期計画期間中は税率改定の上限額を設定します。
- ○税率改定の上限額は5.0億円とします。

※直近の税率改定額と市が負担した新型コロナの影響分及び新型コロナの診療報酬点数 の減少分等を基に算出

赤字目標値と実績値、納付金等の推移

(単位:億円)

	年度	第4期財政改革計画		第5期	第5期財政改革計画			第6期財政改革計画					
	十尺	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027		2032
赤字	目標値	26.6	25.1	23.6	22.1	20.6	19.1	17.6	16.1	14.7	13.3		0.0
21,1	実績値	23.3	22.3	22.2	21.3	20.3	-	-	1	-	-	~	ı
;	納付金	128.9	124.5	122.3	121.6	128.0	133.6	ı	ı	-	ı		ı
税	率改定額	0.0	2.5	0.6	3.6	3.9	4.6	-	-	-	-		-
新型=	ロナ影響分	0.0	0.0	0.0	1.7	4.2	-	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0

第4章 重点取組事項

1 保険給付の適正化

正確かつ適正な保険給付を行うため、以下の取組を推進します。

(1) 主な取組

取組事項	主な取組
① レセプト※13点検	○医療機関からの診療報酬の請求を適正に支払うため、レセプト
	点検を実施します。
	○レセプト点検は、資格の点検や他のレセプトとの突合、重複請
	求等の内容について点検し支払額の再確認を行います。
②柔道整復師、あはき	○柔道整復師、あはき師の施術に係る療養費*16を適正に支払うた
師*14の施術に係る療養	め、支給申請書の審査を行います。
費支給申請書※15の審査	○支給申請書の審査は、資格の点検や添付文書の整合性等につい
	て確認を行います。
③海外療養費支給申請	○海外療養費を適正に支払うため、支給申請書の審査を行いま
書の審査	す。
	○支給申請書の審査は、資格の点検や添付文書の整合性等につい
	て確認を行います。申請内容に疑義が生じた場合は、現地医療
	機関の実在確認や診療内容の事実確認等の点検を行います。
④ 第三者行為に係る求	○第三者行為(交通事故等)に係る医療給付費は、当事者(加害
償事務**17	者)が負担すべきものです。公平・公正な財源確保のため求償
	事務を行います。
⑤不当利得※18の返還	○国保の資格喪失者が保険証を使用したことで生じた保険給付費
請求事務	を回収するため、返還請求事務を行います。
	○返還請求の相手方が公営保険者及び全国健康保険協会の場合、
	受診者を介さず双方の保険者間で返還金の精算をする保険者間
	調整処理を推進します。

(2) 指標

番号	指標	現状値	目標値		
留与	1日/示	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
	点検で誤りを確認した	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
1	レセプトの割合	0.5 %			
2	点検で誤りを確認した	2%	2%	1.9%	1.9%
2	支給申請書の割合	2 /0			
3	点検で不正を確認した	0%	0%	0%	0%
	支給申請書の割合	0 70			
(4)	 第三者納付金の収納率	84%	84%	85%	85%
	7/→ 日州111 亚 5 //州1十	0170	0170	0070	03 70
(5)	 不当利得返還金の収納率	88%	88%	89%	89%
	1.1.3.4.1.4.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	00 /0	00 /0	07/0	07/0

2 医療費適正化の推進

被保険者の健康の保持増進や更なる医療費の適正化を図るため、以下の取組を推進します。

(1) 主な取組

取組事項	主な取組内容
①特定健康診査	○生活習慣病等の早期発見と予防のため、40歳から74歳ま
(以下、特定健診)	での被保険者を対象に特定健康診査を実施します。
②人間ドック補助事業	○特定健診未受診者のうち、人間ドックの受診結果を提供して
(新規)	いただいた方に対し、人間ドック費用を一部補助します。
	○今まで把握できていなかった人間ドック受診者から提供され
	た受診結果をもとに、保健事業への参加勧奨を行います。
③特定保健指導	○生活習慣病の予防・リスク改善のため、特定健診の結果、生
	活習慣病リスクの高い被保険者に対して、面談等による特定
	保健指導を実施します。
④生活習慣病予防講演会	○健康意識の醸成・向上を目的に、生活習慣病予防に関する講
(新規)	演会を実施します。さらに、特定健診及び特定保健指導の重
	要性についての周知を行うことで、特定健診受診率及び特定
	保健指導実施率向上を図ります。
⑤糖尿病性腎症重症化	○人工透析への移行要因となる糖尿病及び糖尿病性腎症の重症
予防事業	化を予防するため、重症化のおそれがある被保険者に対し
	て、保健師等専門職による保健指導を行います。
	○人工透析の患者一人あたりの年間医療費は約510万円と高
	額であるため、人工透析への移行を防ぐことで、医療費の抑
	制を図ります。
⑥糖尿病治療中断者受診	○人工透析への移行要因となる糖尿病及び糖尿病性腎症の重症
勧奨事業 (新規)	化を予防するため、過去に糖尿病及び糖尿病性腎症の治療歴
	があるにもかかわらず、その後医療機関の受診や特定健診の
	受診がない被保険者に対して、通知による特定健診及び医療
	機関への受診勧奨を実施します。
⑦健診異常値対象者**19	○生活習慣病の重症化の早期予防のため、健診異常値対象者に
受診勧奨事業	対して、通知及び電話による受診勧奨を行います。
	○新たに、人工透析への移行要因となる慢性腎臓病(腎硬化症
	や慢性腎炎など)を予防するため、腎機能に関連する数値に
	異常がある被保険者に対しても、受診勧奨を行います。

⑧適正服薬推進事業	○被保険者の適正受診・適正服薬を促すため、重複頻回受診に
	より、複数の医療機関から必要以上に薬剤の処方を受けてい
	る可能性がある被保険者等に対して、通知による是正勧奨を
	行います。
⑨ジェネリック医薬品 ^{※20}	○被保険者の経済的負担の軽減や医療保険財政の健全化を図る
の普及促進	ため、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額が200円
	以上になる被保険者に対して、通知を年3回送付します。

(2) 指標

番号	指標	現状値	目標値		
宙力	1日/示	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
1	特定健診受診率	45.2%	45.8%	46.1%	46.4%
2	人間ドック補助件数	ı	I	100件	125件
3	特定保健指導実施率	11.1%	12.3%	12.9%	13.5%
4	「生活習慣改善の意 識が高まった」人の 割合	_	80.0%	80.5%	81.0%
(5)	指導実施完了者の 人工透析への移行者 0人		0人	0人	0人
6	受診勧奨対象者の 医療機関受診率	14.1%	15.0%	16.0%	17.0%
7	受診勧奨対象者の 医療機関受診率	8.4%	11.5%	13.0%	15.5%
8	是正勧奨対象者の 服薬状況改善率	20.0%	20.5%	21.0%	21.5%
9	ジェネリック医薬品 の使用率	80.5%	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上

3 保険税の徴収の適正な実施

保険税の徴収を適正に実施するため、以下の取組を推進します。

(1) 主な取組

取組事項	主な取組内容
①口座振替の推進	○口座振替を推進するため、国保加入時に口座登録の案内を行い
	ます。また、国民健康保険税第1期督促状に、口座振替申込書を
	同封します。
	○口座振替登録手続きを、簡単に行うことができるようにするた
	め、インターネットやキャッシュカードで登録できる仕組みを
	導入しています。
②催告と納税相談	○滞納者に対し自主納付を促すため、文書催告、オペレーター電
	話催告、SMS催告などを計画的に実施します。
	○納付が困難な方については、丁寧な納税相談を行います。ま
	た、平日に来庁することが困難な方のために日曜窓口(日曜開
	庁)を実施します。
③滞納処分	○様々な方法により納税機会を確保するよう努めていますが、保
	険税負担の公平性を図るため、納付資力があるにもかかわらず
	納税いただけない方には、適正な財産調査のうえ、滞納処分を
	行います。
④利便性向上のため	○被保険者の納付に関する利便性の向上を図るため、クレジット
の取組	カードやスマートフォンアプリなどによるキャッシュレス納付
	に対応します。
	○2024年度から納付書にQRコード注1を印字することで、
	様々なスマートフォンアプリのほか、全国の地方税統一QRコ
	ード対応金融機関で納付できるようになります。

注1 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 指標

番号	指標	現状値	目標値		
留与	1日1示	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
1	目標収納率(現年)	96.57%	96.5%	96.5%	96.5%
3	目標収納率(滞納繰越)	46.37%	46.3%	46.3%	46.3%
24	目標総収納率	93.54%	93.5%	93.5%	93.5%

用語解説

No	ページ	用語	解説
1	1	国民皆保険制度	全国民がいずれかの公的医療保険に必ず加入
			すること。昭和32年4月に当時の厚生省が
			国民皆保険計画を策定し、昭和33年12月
			の新国保法成立、昭和34年1月同法施行を
			経て、昭和36年4月に国保の全国普及がほ
			ぼ達成され、国民皆保険制度が確立しまし
			た。
2	1	保険料(税)	国保の費用徴収は「保険料」を基本としてい
			ますが、保険者の判断により「保険税」とす
			ることができます(町田市は「保険税」を採
			用しています)。
			両者の主な違いは消滅時効の期間の違いです
			(保険料:2年、保険税:5年)。
			本計画において、国保制度についての説明は
			「保険料(税)」、町田市の国保を説明する場
			合は「保険税」とし、「標準保険料率」は用語
			通りの表現としています。
3	1	一般会計	市税や国庫・都支出金などの収入をもとに、
			教育・福祉や道路・公園の整備など、主に市
			の基本的な行政サービスを行う会計のこと。
4	1	国民健康保険事業会計	特別会計は、特定の収入をもとに、特定の事
			業を行う会計のことです。特別会計のうち、
			国民健康保険事業会計は、国民健康保険料
			(税)をもとに国民健康保険事業を行う会計
			のことを指します。
			特別会計には、国民健康保険事業会計のほか
			に、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業
			会計等があります。

No	ページ	用語	解説
5	2	保険給付に必要な費用	国民健康保険においては、病気、負傷、出産
		(保険給付費)	及び死亡に対して行われるサービスや金銭の
			こと。
			保険給付には医療サービスの提供により行わ
			れる「現物給付」と、金銭の支払いにより行
			われる「現金給付」があります。
6	4	社会保険への加入によ	企業などで働く方が加入する医療保険を「社
		る国保離脱	会保険」といい、フルタイムで働く方等だけ
			でなく、一定の条件を満たすパートやアルバ
			イトの方も社会保険の加入対象となります。
			2022年10月から、従業員数101名以
			上の企業で働いているパートやアルバイトの
			方にも加入対象が拡大され、2024年10
			月から、従業員数51名以上の企業に更に拡
			大されるなど、適用条件が拡大され、社会保
			険への加入が推進されています。
7	9	標準保険料率	市町村が赤字とならないための適正な保険料
			(税)率の目安のこと。
			標準保険料率は、医療費水準や所得、被保険
			者数を勘案し算出されます。
8	9	医療分	国保の被保険者の医療費などの財源となる保
			険料(税)のこと。
9	9	後期高齢者支援金分	75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制
			度を支えるための財源となる保険料(税)の
			こと。
10	9	介護納付金分	40歳から64歳までの被保険者が負担し、
			介護保険制度を支えるための財源となる保険
			料 (税) のこと。
11	9	所得割	被保険者の前年の所得金額に応じて賦課され
			るもの。
12	9	均等割	被保険者一人ひとりが均等に負担するもの。

No	ページ	用語	解説
13	21	レセプト	医療機関が保険者に対して医療費を請求する
			ために発行する請求明細書のこと。
14	21	あはき師	あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅ
			う師のこと。
15	21	柔道整復師及びあはき	柔道整復師及びあはき師による施術について
		師の施術に係る療養費	は、レセプトではなく、「療養費の支給申請
			書」が用いられます。
16	21	療養費	やむを得ない事情で保険証を提示できない場
			合に、本人が一時的に、給付費相当分を立替
			え払いし、あとで保険者より負担した額の払
			い戻しをうけること。
17	21	第三者行為に係る求償	被保険者が第三者の行為(事故等)により傷
		事務	病を負った場合、通常、被保険者は第三者に
			対して、傷病に係る損害賠償請求権(医療費
			相当額)を取得します。この傷病の治療にお
			いて、国民健康保険証を使用した場合、保険
			者(市)は、被保険者に代わってその医療給
			付費を第三者に求償します。
18	21	不当利得	社会保険への加入等により国保の資格を喪失
			したにもかかわらず、町田市国民健康保険の
			保険証で受診し、町田市国民健康保険から給
			付を受けることを指します。この場合、受診
			者は市が負担した医療給付費相当額を市に返
			還しなければなりません。
19	23	健診異常値対象者	特定健診で治療が必要と判断されたにもかか
			わらず、長期間(半年程度)通院の事実がな
			い被保険者を健診異常値対象者として位置付
			けています。
20	24	ジェネリック医薬品	医薬品の有効成分そのものに対する特許であ
		(後発医薬品)	る物質特許が切れた医薬品を他の製薬会社が
			製造・供給する医薬品のことです。開発費が
			大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成
			分・同等の効き目でありながら、薬の価格を
			低く抑えることができます。

第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画

発 行 年 月 2024年2月

発 行 町田市いきいき生活部保険年金課

〒194-8520

東京都町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-4027

F A X 050-3101-5154

刊行物番号 23-76

印 刷 庁内印刷